

2020年6月9日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全日本年金者組合  
中央執行委員長 金子民夫

## 国民のいのちを守り、コロナ感染拡大・医療崩壊を止める緊急要請

コロナ感染症の影響が長引く中で、感染予防対策と国民生活擁護、生活保護・年金、医療・福祉・介護体制の強化、社会保障の充実など重要な課題が山積しています。

年金者組合は、高齢者のいのちと健康を守るとともに、国民の暮らしを守り、深刻な事態となっている経済を立て直すため、3月3日に「コロナ感染症対策に関する緊急要請書」を安倍首相、加藤厚労大臣あてに提出し、①低所得者、無保険者、在留外国人を含め国内全ての人について必要な検査、治療を適切に受けられるようにすること、②コロナの検査（PCR検査）体制の確立と保険適用、③公立・公的病院等の再編・統合を直ちに中止し、保健所の増設と機能強化、公立・公的病院等の充実を図ること、④マスクや消毒液などの衛生材料が充分に行き渡るように早急な手立てを行うこと、⑤全国一律の休校要請を撤回することなど、8項目を要請しました。その後、3月30日、4月8日、5月12日にも関係閣僚に必要な要請を行ってきました。

コロナ感染症の拡大により、イタリアでは医療崩壊が起こり、80歳以上の高齢者に対する治療を断念するという衝撃的な事態となりました。高齢者や社会的弱者が死ぬことを「いたしかたない」とする考えは非人道的だといえます。

日本でもコロナ感染者が拡大し、重症患者の入院患者数が増大すれば、現在の病床数、人工呼吸器などの医療機器、医療従事者が不足する事態が予想されます。現在、東京都や北九州市で新規感染者が拡大するなど、コロナウイルスによる感染は続いています。さらに、次の感染の波がいつどのように起きるか予断を許しません。拡大するコロナ感染症から高齢者をはじめ国民・住民の命と健康を守るために、危機的状況に陥っている医療体制を早急に充実させるとともに検査体制の強化が求められています。

政府の専門家会議の提言（5月4日）では、大都市部を中心にPCR検査の実施件数が増加しなかった原因について、①保健所の業務過多、②検査を行う地方衛生研究所の不十分な体制③検体採取者や検査実施者の感染防護具の不足、などを挙げ、今後は「医師が必要と判断した軽症者を含む感染疑いの患者にも迅速・確実な検査が実施できる体制に移行すべきだ」として、国や都道府県の対応を求めました。

憲法25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。また、第2項の「公衆衛生」には伝染病対策が含まれます。コロナから国民を守ることは、国に課された大きな責務です。従って、第二次補正予算審議にあたって以下の通り要求します。早急に検討の上、速やかな対応を求めます。

## 記

1、PCR検査の対象を大規模に広げ、感染を早期に発見し、感染拡大を抑止すること。

(1) 感染が疑われる人や軽症も含むすべての有症者、すべての濃厚接触者に対して速やかな検査を行うこと。

(2) 医療・介護・福祉施設の従事者および入院者・入所者などに対し、症状の有無にかかわらず優先的に検査を行うこと。

2、コロナ感染の広がりを把握し、早期に収束させるためにもPCR検査を行っていないすべての国民を対象に抗体検査を行うこと。特に、高齢者や基礎疾患がある人は罹患すると重症化・重篤化しやすいといわれている。高齢者や基礎疾患のある人の検査を早急に行うこと。

3、「医療崩壊」を起こさないためにも、早急に医療体制の充実・強化を図ること。そのために医療費に関する財源を拡充し、公衆衛生管理施策の強化と、感染病床の増床など、地域に必要な医療の確保に全力を挙げること。また、検査機器や人工呼吸器の整備、マスク提供や治療薬の開発などが行えるようにすること。

4、PCR検査は3月6日から保険適用され医師の判断でできることになったが、検査は原則として「帰国者・接触者外来」でしか受けられず、保健所の仲介で検査する枠組みは基本的に変わっていない。政府は「緊急経済対策」で「保健所の体制強化に迅速に取り組む」としている。早急に保健所の大幅な増設・増員を行い、PCR検査を行える医療機関を増やすなど検査体制の抜本的改善を行うこと。

5、以上を実施するための財源を第二次補正予算に盛り込むこと。

以上